

改正卸売市場法に対する市の基本的な考えについて

1 これまでの経緯

平成28年11月に、農産物の流通構造の改革を含めた「農業競争力強化プログラム」が政府でまとめられ、以後、農林水産省において、抜本的な卸売市場制度の見直しについて検討されてきた。そして、平成30年の通常国会に卸売市場法の改正法案が提出され、同年6月に制定した。（施行日は平成32年6月21日）

2 改正卸売市場法について

【国の基本的な考え方】

- これまでの食品流通の中で卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、これについては、卸売業者、仲卸業者等の役割・機能が発揮され、今後も食品流通の核として堅持すべきである。
- 市場の取引ルールについては、取引の自由化を推進する観点から国の関与を減らし、各市場においては、地域の特性を活かし、知恵と工夫で市場活性化を図っていく必要がある。

【ポイント】

	現行	改正法
国の関与・市場の開設等	根拠法は卸売市場法（全83条）	根拠法は卸売市場法（全19条）
	国が整備基本方針、整備計画を策定	国が基本方針を策定
	農林水産大臣の認可（中央卸売市場） 県知事の許可（地方卸売市場）	農林水産大臣の 認定 （中央卸売市場） 県知事の 認定 （地方卸売市場）
	卸売業者 農林水産大臣の許可（中央） 県知事の許可（地方）	卸売業者 法律上の規定なし
	仲卸業者 開設者による許可	仲卸業者 開設者の任意による規定
	売買参加者 開設者による承認	売買参加者
	国が卸売業者・開設者へ指導・検査監督（中央） 県が卸売業者・開設者へ指導・検査監督（地方）	国が 開設者 へ指導・検査監督（中央） 県が 開設者 へ指導・検査監督（地方）
取引規制等（遵守事項）	売買取引の方法の公表	全市場の「 共通ルール 」として残置
	差別的取り扱いの禁止	
	受託拒否の禁止（中央のみ）	
	代金決済ルールの策定・公表	
	取引結果の公表	
	—	取引条件の公表（ 義務の新設 ）
	卸売業者による第三者販売の原則禁止 仲卸業者による直荷引きの原則禁止 商物一致の原則	卸売市場ごとに、関係者の意見を聴くなど公正な手続きを踏み、 共通ルールに反しない範囲において定める こと可能。

※独自の取引規制（遵守事項）は、取引参加者の意見を十分に聴いた上で定めることができ、且つ、定められた理由が公表されている必要がある。

3 市の基本的な考え

(1) 基本的な方向についての考え

食品流通の多様化により、全国の市場取扱高、市場経由率が右肩下がりに減少し、久留米市（青果部・水産物部）においても全国的な状況と同じである。

こうした中、市場の活性化を図るため、法的な根拠がない取引規制については、法改正の趣旨を踏まえて、全て廃止する方向で市場関係者と協議していきたい。

また、あわせて、許可承認等にかかる事務手続きの簡略化を進め、市場業務の迅速化を図っていく。

(2) 理由

現行法においては、「第三者販売」「直荷引き」「市場外取引」などについて、開設者が承認する場合は例外的な取引が可能であるが、その上で、国は制度改革により例外規定を全廃する。

久留米市においても、法改正を機会として、業務条例から例外規定を全廃し、開設者の調整・指導によらない取引を推進することで、市場関係者の創意工夫による連携や自由競争を促し、取引の活性化を目指す。

また、規制を全廃することで、日々の取引にかかる承認事務等が省略化でき、市場関係者及び開設者（市）の事務軽減に繋げることができる。

(3) 規制緩和した場合の影響（一般論）

【○メリット、●デメリット】

規制	市場関係者	一般的な影響
卸売業者の 第三者販売	卸売業者	○スケールメリットを生かした仕入れが可能。 ○市場間連携（共同集荷等）が容易となる。 ○相場の調整が可能。 ○仲卸業者・売買参加者に頼らない仕入・販売が可能。
	仲卸業者	●卸売業者の上場物品が減少する恐れがある。
	売買参加者	●卸売業者の上場物品が減少する恐れがある。
	生産・出荷者	○数量・販売価格の面で有利な出荷が可能。
仲卸業者の 直荷引き	卸売業者	●卸売業者の上場物品が残品になる可能性がある。
	仲卸業者	○仕入れ先が増え、品揃えが豊富になる。 ○卸売業者に頼らない仕入れが可能。
	売買参加者	○仕入先の選択肢が増加する。
	生産・出荷者	○出荷先の選択肢が増える。
商物一致の 原則	卸売業者	○輸送コストと時間の削減が可能。 ●現物確認ができない。
	仲卸業者	○輸送コストと時間の削減が可能。 ●現物確認ができない。
	売買参加者	○輸送コストと時間の削減が可能。 ●現物確認ができない。
	生産・出荷者	○輸送コストと時間の削減が可能。

【参考】他市場における開設者の基本的な考え方（九州地区の中央卸売市場）

	第三者販売	直荷引き	商物一致の原則	説明
A	規制廃止	規制廃止	規制廃止	左記を基本として関係者と協議
B	規制廃止	規制廃止	規制廃止	左記を基本として関係者と協議
C	規制廃止	規制廃止	規制廃止	左記を基本として関係者と協議
D	規制する	規制する	規制廃止	左記を基本として関係者と協議
E	未定	未定	未定	未定
F	未定	未定	未定	未定

4 今後について

改正法の施行（平成32年6月21日）までに、関係例規を整備し、国の認定（青果部）及び県の認定（水産物部）を受ける必要がある。

その前段として、改正法の規定に基づき、青果部、水産物部それぞれに卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び開設者等による検討委員会を立ち上げて市場関係者の意見を聴くなど、所定の手続きを踏まえたうえで、久留米独自の取引ルールを決定する。